

2. 「坂出市余裕期間設定工事（フレックス方式）」の試行導入について

1. 余裕期間設定工事とは

余裕期間設定工事とは、従来の実工期（準備・施工・片付け）に加えて契約締結日から工事開始日までの「余裕期間」を受注者が設定できる工事です。その期間は、労働者の確保や建設資材の調達をすることができるとともに技術者の配置が必要ありません。

2. 目的

「余裕期間」を設定することで、受注者は建設資材や労働者の確保を行い、円滑な施工体制を確保することができます。また、「余裕期間制度」の活用による柔軟な工期設定により受注者側からの施工時期の平準化を図るとともに建設業者の働き方改革に資することを目的とします。

3. 適用時期

令和8年4月1日以降に発注する建設工事で、発注者が入札公告や指名通知等で余裕期間設定工事として指定する工事から適用します。

4. 用語の解説

- ・ 工事開始日：（受注者が設定する）工事の始めの日
- ・ 工期の終期日：（受注者が設定する）工事の終わりの日

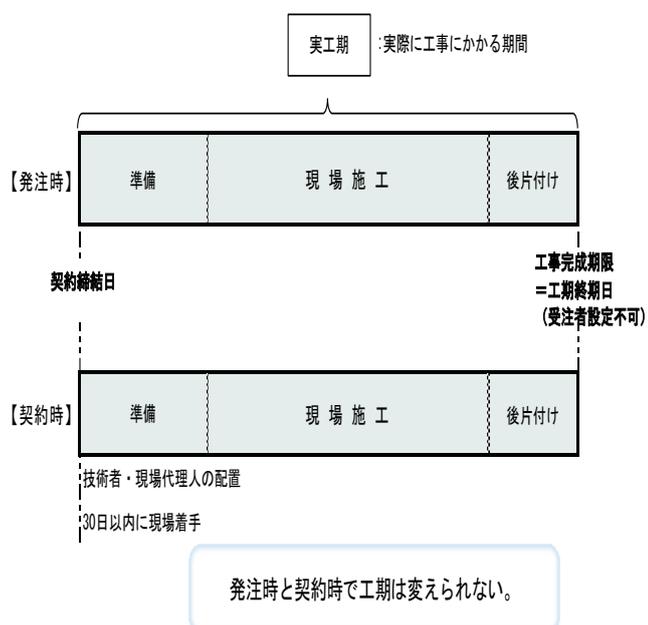
- ・ 実工期：実際に工事を施工するために必要な期間（準備・施工・片付け）
- ・ 全体工期：余裕期間と実工期を合計した期間

- ・ 余裕期間…契約締結日から工事開始日までの期間。技術者の配置が不要な期間
※余裕期間では、現場事務所や仮設物の設置等の準備工事を含め、現場着手してはなりません。

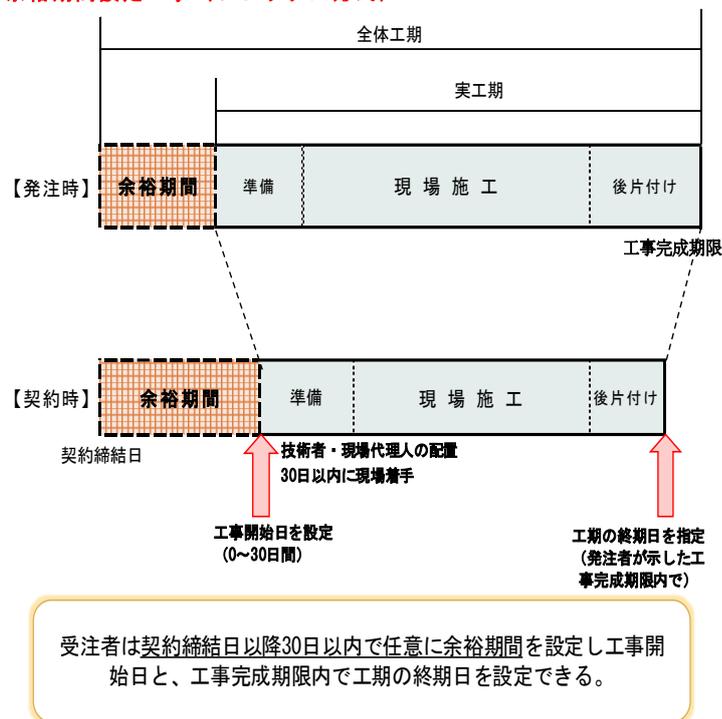
- ・ 現場着手日：工事開始日以降で現場での準備工に着手する日

5. 余裕期間発注イメージ

従来発注工事



余裕期間設定工事（フレックス方式）



6. 制度の概要

発注時

- 発注者は適用可能工事において1～30日の間で余裕期間を設定し、発注します。
- 入札公告や指名通知等において、
余裕期間〇日（見込み）、全体工期△日、工事完成期限〇月〇日 を明記します。

契約時

- 受注者は、0～30日の間で任意に余裕期間を設定し「工事開始日」と、発注時に示した工事完成期限までの間で「工期の終期日」を決定します。
- 決定した「工事開始日」・「工期の終期日」は工事着手届に記載し、契約書類とともに提出してください。
- 「工事開始日」と「工事着手日」は同日とします。
- 契約書に記載する工期は、受注者が指定した工事開始日から工期の終期日までとします。
- 契約保証金は、契約締結日までに支払うこととし、履行保証等を選択する場合の保証期間は、契約締結日から工期の終期日までとします。
- 前払金は、工事開始日までは請求できません。

余裕期間中

- ・ 現場代理人・主任技術者等の配置は必要ありません。
契約時には、現場代理人及び主任技術者届を提出していただきますが、工事開始日までは変更を可能とします。
- ・ 労働者の確保（下請業者の手配等）や資機材等の準備をすることはできますが、現場事務所等の建設または測量および資材の搬入ならびに仮設物の設置等の準備工事を含め、現場着手してはいけません。
- ・ 余裕期間設定工事における経費補正はありません。
- ・ 余裕期間の設定により発生する経費は受注者の負担となります。

施工中

- ・ 余裕期間の設定に伴う工期の延期は認めません。
- ・ 受注者の責によらず工期延期が必要となる場合は、従来どおり坂出市工事請負契約約款第21条の規定に基づき、その必要性を判断のうえ、決定します。